様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）障害者総合支援法  ３０．高次脳機能障害者への支援策を拡充してください。  ①-2　昨年度要望した『高次脳機能障害及びその関連障害に対する地域支援ネットワーク構築促進事業』について、府としては「研修を開催しそこで独自のネットワークを構築して欲しい」とのことでしたが、その後の変化や動きについて教えてください。加えて今後の方針も明らかにしてください。 |
| （回答）  ○　高次脳機能障がい者への支援については、その症状やニーズが多岐にわたるため、多職種多機関がつながる地域支援ネットワークを構築することの重要性に鑑み、本府では、各二次医療圏毎に支援機関が繋がる取組みとして、令和５年度から「地域別実践研修」を実施しております。  ○　地域支援ネットワークについては、地域において自主的かつ継続的に運営されることが望ましいことから、上記「地域別実践研修」は、各二次医療圏において精力的に高次脳機能障がいのある方の支援を行っている医療機関や福祉事業所等が主体となって開催することとし、本府では、研修のバックアップや、つながりの薄い支援機関同士や市町村との橋渡しなど、側面的な形での支援を実施しているところです。  ○　実績としては、令和5年度は泉州圏域と中河内圏域、令和6年度は三島圏域と北河内圏域において、地域別実践研修を実施しています。また、一過性で終わらせないために、研修終了後も勉強会や情報交換会等に府として参加し、後方支援に努めているところです。  ○　今後とも、上記研修等を通じて、府内における切れ目のない充実した支援体制の構築・拡充に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）障害者総合支援法  36．グループホーム制度を拡充してください。  ②　2024年報酬改定で生活介護等にも重度加算が対象となり、そのための強度行動障害者支援者研修(基礎・実践)への希望者が殺到すると思われます。必要とする多くの人が研修を受けられるように研修日程と定員の拡大を行ってください。 |
| （回答）  ○　本府におきましては、強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）を平成27年より直営にて実施しています。  ○　併せて、平成30年度の障がい福祉サービスに関する報酬改定に伴う、研修受講ニーズに対応するため、強度行動障がい支援者養成研修（基礎・実践）と同一カリキュラムである、行動援護従業者養成研修を実施する研修事業者の指定を、平成30年度より実施しています。  〇　令和6年12月現在で、25の事業者を指定しており、令和5年度は全事業者合計で2000人超の定員を確保することができ、多くの方に受講いただいています。  〇　今後も引き続き、強度行動障がいに関する研修の質と量の確保に努めて参ります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）  51．旧優生保護法による強制不妊手術をうけた全ての被害者の権利が救済されるよう、手立てを尽くしてください。  ②　大阪府として、あらゆる障害のある人の尊厳と権利を保障し差別のない共生社会の実現に向け社会に残る優生思想の根絶に取り組んでください。大阪府障害者計画の見直しの際、優生思想を根絶する具体的な取組を盛り込み、幅広く府民に対し周知してください。 |
| （回答）  ○　すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を実現するためには、すべての人が、障がいは、心身の機能の障がいのみに起因するのではなく、社会における様々な障壁によって生じるとする社会モデルの考え方や、障がいに対する正しい理解、障がいを理由とする差別を解消することの重要性を認識することが不可欠です。  ○　そのため、本府で作成した障がい理解ハンドブックや障がい者差別解消ガイドライン等を用い、あらゆる機会を捉え周知啓発に取り組んでいます。  　　また、本府が主催する「共に生きる障がい者展」においては、心のバリアフリーフォーラムを開催し、広く府民に対して、障がいに対する正しい理解や、合理的配慮の提供などについて、可能な限り分かりやすく伝えるなど、様々な取組みを実施しているところです。  ○　加えて、令和６年４月には、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法的義務となったことから、事業者の取組みを後押しすることを目的に、本府が認める障がい者差別解消研修の受講者へ、受講証明書の配布を開始いたしました。引き続き、障がいのある人への差別や偏見のない共生社会の実現に向け、取り組んでまいります。   * また、「第５次大阪府障がい者計画」は、大阪府の障がい福祉施策の方向性を示すとともに、府民が行う障がい者に対する支援活動や、市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインになるものです。 * 本計画における５つの基本原則のひとつに、「障がい者差別・虐待の防止、命の尊厳の保持」として、障がい者が権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持できる差別のない社会の構築に一層取り組むことなどを掲げています。 * また、共通場面「地域を育む」において、個別分野ごとの施策の方向性のひとつに「障がい者虐待の防止や差別の解消」を定め、命と尊厳を守る地域づくりをめざすこととしています。 * 障がい者差別・虐待の防止及び命の尊厳の保持については重要な観点であると考えており、次期計画についても現行計画の内容を踏まえ検討を進めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）所得保障  52．食費・燃料費など生活関連資材の価格高騰に迅速に対応して、生活扶助費を引き上げるよう国に働きかけてください。 |
| （回答）  ○生活保護制度は、憲法第２５条が保障する生存権を実現する制度として、国が責任をもって運営すべきものであると考えており、引き続き生活実態を踏まえた制度となるよう国に働きかけてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　地域福祉推進室　社会援護課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）  53．物価高騰が、一般就労が困難な障害者の暮らしに及ぼす影響について大阪府として調査するとともに、臨時給付金の支給などの救済措置を講じてください。 |
| （回答）   * 現在、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする「第５次大阪府障がい者計画」に基づき府の障がい福祉施策を推進しているところであり、次回、障がい者計画の策定を行う際には、障がい福祉施策の推進状況を見極めつつ、府内在住の障がい者の生活実態を把握するための調査を実施予定であり、本調査結果を次期計画策定に係る検討の参考としたいと考えています。 * なお、障がい福祉サービスの利用者負担や、障がい福祉サービス報酬額への物価高騰の影響を適切に反映することなど、国に要望しているところです。 * 引き続き、国の動向を注視しつつ、適宜対応してまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）その他福祉制度  55．療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行してください。 |
| （回答）  ○　療育手帳は市町村を申請窓口として、判定機関（１８歳未満は子ども家庭センター、１８歳以上は障がい者自立相談支援センター）において、検査や日常生活の聞き取り等を行う面談を経て知的障がいの該当有無や障がいの程度等の判定を行った上で、交付機関で発行しており、面談等を経る分、期間を要しているところです。  ○　一方で、療育手帳は、各種行政サービス等の添付資料として幅広く活用されていますので、府民サービス向上のため、関係機関で手続きの迅速化について協議を重ねているところです。  ○　その一つとして、オンラインで申請できる「療育手帳申請管理システム」を構築し、昨年１１月に八尾市との間で運用を開始し、現在、府内市町村に導入を呼び掛けているところです。  ○　今後とも引き続き速やかな療育手帳の発行に努めてまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）  59．大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。  ①　各鉄道事業者で進められている「時間帯無人化」について、自主規制が働くような仕組みの導入を大阪府として検討してください。  ②　大阪メトロについては駅のホームがバリアフリー化されスロープが無くても車両に乗り降りできるようになった反面、駅員や車掌が削減され安全面での不安が広がっています。ホームでの転倒をはじめ様々な事故に迅速に対応できるよう、必要な要員配置について努力するよう大阪府として大阪メトロに働きかけてください。  ③　駅のバリアフリーのルートは、特にエレベーターの位置が分かりにくく、迷ってしまいまいます。駅員の削減が案内業務に支障をきたすことのないよう、各鉄道事業者に働きかけてください。  ④　駅舎利用時、視覚障害は常に、駅員呼び出しボタンの位置が分かりにくい、音声案内がおこなわれる頻度が少ない、障害者割引切符の確認のため有人窓口まで行かなければならない、出札時のエラーでアラームがなった際への対応が困難、などの不自由を抱えています。これらの不自由の解消のために特別の手立てを講じてください。  ⑤　バリアフリー推進連絡会議等の場などを通して、大阪府内に乗り入れているすべての鉄道事業者に対して、定期的に完全無人化・時間帯無人化・改札無人化の状況を明らかにしてください。また無人化による困りごとなどについて、大阪府として内容を把握し、結果を整理・公表してください。  ⑥　府内鉄道事業者の改札無人化に伴い、モニター越しにオペレーターと会話する装置が設置されていいますが、手話言語や文字による情報保障が不十分なため聴覚障害者は十分に利用することができません。各鉄道会社に十分な配慮を行うよう大阪府として働きかけてください。 |
| （回答）  （①）  ○　駅員の配置については、本府として、鉄道事業者に指導や強制する法的な権限は有していないものの、公共交通として、すべての利用者の利便性及び安全性の向上の観点から重要であると認識しております。  ○　本府としては、駅が果たす役割を踏まえ、国、府、市町村、鉄道事業者により構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や、関係市、鉄道事業者により構成する「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場を通じて、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示しております。また国や鉄道事業者に対して、障がい者団体からの要望内容を直接伝えるなど、継続して働きかけを行っていることに加え、これまでの要望内容を踏まえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場で、関係機関への障がい当事者視点での課題の十分な共有が行われるよう、引き続き取り組んでまいります。  （②、③）  ○　大阪メトロをはじめとする鉄道事業者においては、駅ホームでの安全対策や駅構内の案内業務等について、駅構内防犯カメラの設置や、係員呼出インターホンによる遠隔案内システムの導入拡大などの取組みが進められているところです。本府としても、「駅係員の配置が望ましい」という府の考え方を示すとともに、やむを得ず駅員が削減される場合であっても、これらの取組みが適切に進められ、利用者の安全性・利便性が確保されるよう、あらゆる機会を通じて、鉄道事業者に対して働きかけを行ってまいります。  （④、⑥）  ○　鉄道事業者がやむを得ず駅の無人化を実施する場合には、国土交通省の「駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン」を最大限尊重することとなっておりますが、本府としては、ガイドライン記載の取組について、鉄道事業者に対し個別にヒアリングを実施し、状況の把握に努めているところであり、引き続き、ガイドラインに十分に留意しつつ、駅の利用状況や、障がい者団体など当事者の声を踏まえながら、適切に対応するよう働きかけを行ってまいります。  （⑤）  ○　府内の鉄道駅における駅員の配置状況については、防犯上の理由等やむを得ない場合を除き、鉄道事業者のホームページに掲載されているところですが、府としても、定期的に鉄道事業者に照会を行い、状況の把握に努めております。  今後は、鉄道事業者と協議のうえ、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」や「可動式ホーム柵整備事業に関する連絡調整会議」等の場での情報共有についても検討してまいります。  また、無人化による困りごとなどについては、障がい者団体からの要望内容を取りまとめ、当該会議等の場を通じて、国や鉄道事業者と共有を行っているとともに、「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき配置されている広域支援相談員が対応した公共交通機関に関する相談事例については、府ホームページにその概要を公表しております。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課  都市整備部　交通戦略室　交通計画課  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）  59．大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。  ⑦タッチパネルによる装置はに対応できない、視力障害者、肢体障害者などのために、駅の券売機をタッチパネル式のみではなく、一カ所は点字表記のボタン式券売機として残してください。 |
| （回答）  ○　鉄道駅のバリアフリー基準として、国土交通省が策定・公表している「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」において、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため配慮が必要との考え方から、  　　・タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置する  　　・テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する  　等が示されており、鉄道事業者において、ガイドラインを踏まえた整備が進められているところです。  ○　本府としましては、国土交通省や鉄道事業者等で構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を通じて、ご要望いただきました内容について、共有してまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）  59．大阪府として駅員の削減を進めている鉄道会社に対して駅員の削減を行うことによって合理的配慮が損なわれることのないよう働きかけてください。  ⑧整備重点地域を協議する体制を創設して、計画的にバリアフリー化を推進してください。当面は、京橋駅周辺地域を整備重点地域に指定して、ターミナル駅にふさわしい整備を行ってください。具体的には、地下鉄京橋～ＪＲ・京阪京橋駅までの乗り換え通路を、車いす利用者でも一般利用と同様に雨にぬれることなく行き来できるよう、エレベーターを設置してください。実態を把握するための調査を私たちも含めて実施してください。 |
| （回答）  ○　バリアフリー法では、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区を重点整備地区として位置づけ、当該地区のバリアフリー化を計画的に推進するため、市町村はバリアフリー基本構想を作成するよう努めるものとされています。  ○　京橋駅周辺においては、大阪市が平成16年に「大阪市京橋地区交通バリアフリー基本構想」を作成し、重点整備地区に設定したうえで、これまで計画的に駅や道路等のバリアフリー化が進められてきたところです。  ○　また、平成30年のバリアフリー法の改正を受け、大阪市では、基本構想の変更に向けた検討が進められており、令和４年９月には、大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会が設置されました。  ○　今年度には、「大阪市京橋地区交通バリアフリー基本構想」の変更に向けて、協議会において当事者や鉄道事業者等が参画するワークショップが開催されるなど、地区の実情を踏まえた検討が進められているところです。  ○　なお、既存の地下鉄「京橋駅」とＪＲ・京阪「京橋駅」を結ぶ地下通路については、鉄道事業者からは、エレベーターを新たに整備するためのスペース確保が難しいことから、現時点では整備が非常に困難であると聞いていますが、要望いただいた内容については、鉄道事業者にも共有いたします。  ○　本府としては、市町村とも連携し、引き続き、鉄道駅や建築物のバリアフリー化などに取り組んでまいります。 |
| （回答部局課名）  都市整備部　住宅建築局　建築環境課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）医療  64．健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。  ①　医療機関の負担上限額を復活させるとともに、月負担上限額を大幅に引き下げてください。 |
| （回答）  ○　重度障がい者医療費助成を含む福祉医療費助成制度については、全ての都道府県において実施されており、事実上のナショナルミニマムとなっていることから、本来であれば国において実施するべきものと考えており、国において制度を創設するよう強く要望しています。  ○　重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が１～３割であるのに対し、１医療機関等あたりの負担額を１日５００円以内に抑えるとともに、月額上限額を３，０００円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。  ○　今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）医療  64．健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。  ②　院外調剤（薬局の500円）の自己負担を撤廃してください。 |
| （回答）  ○　持続可能性の確保の観点から制度の再構築を行い、平成３０年４月から、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度といたしました。  ○　平成30年度の制度再構築前において、院外調剤に占める助成額の割合は、障がい者医療では３割近くを占めており、障がい者の受診頻度や受益と負担の適正化の観点から鑑み、障がい者医療において院外調剤の自己負担を導入することが不可欠でした。  〇　重度障がい者医療対象者に係る一部自己負担額については、医療保険での自己負担が１～３割であるのに対し、１医療機関等あたりの負担額を１日５００円以内に抑えるとともに、月額上限額を３，０００円に設定するなど、できる限り負担が増えないようにしています。  ○　今後とも、平成30年度に再構築した福祉医療費助成制度により、医療のセーフティネットとしての役割を果たしていきます。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）医療  64．健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。  ③　中軽度の障害者を、制度の対象にしてください。 |
| （回答）  ○　平成２８年２月に公表された府と市町村が共同で設置した福祉医療費助成制度に関する研究会報告書を踏まえ、各団体や実施主体である市町村から意見を伺いながら、制度の持続可能性の確保の観点から、府としての考え方をとりまとめ、平成２９年２月の府議会での議決を経て、市町村に対する補助制度の再構築が決定し、平成３０年４月に新制度として運用を開始しました。  ○　具体的には、府・市町村の厳しい財政状況のもと、対象者の拡充が求められていたため、対象者の範囲を変更し、持続可能性を高めることとし、より医療を必要とする方々に支援が行き届く制度となるよう、６５歳以上の重度ではない老人医療対象者は３年の経過措置をもって対象外とする一方、重度の精神障がい者・難病患者を新たに対象とし、年齢に関係ない重度障がい者医療として再構築しました。  〇　障がい者に対するさらなる支援については、自治体の医療費助成だけでなく、国の社会保障全体で検討すべきものと考えています。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式　２

回　　　　　　答

団体名（障害者・家族・関係者の要求大集会実行委員会【障連協】）

|  |
| --- |
| （要望項目）医療  64．健康に生きる土台としての重度障害者医療費助成制度を拡充してください。  ④　重度障害者医療費助成制度の果たしてきた役割に鑑み、コスト面からだけでなく重度障害者がこの制度をどのように活用し健康な暮らしに役立てているのか等の実態を調査してください。２０１８年４月以降の制度改定における障害児者・家族の暮らしへの影響について、大阪府として定期的に調査を行ってください。 |
| （回答）  〇　福祉医療費助成については、定期的に市町村からデータを収集して集計しているほか、国調査等を通じて実態把握に努めており、それらのデータをもとに、平成３０年４月の再構築にかかる検証を行っております。  ○　また、障がい者に対する支援については、重度障がい者医療費助成という側面のみを捉えるのではなく、相談支援・日常生活支援なども含め障がい者施策全体の中で総合的に勘案すべきと考えています。  〇　今後は「生活のしづらさなどに関する調査」等、国や府が実施する調査結果を踏まえ、実態を把握していきます。  ○　引き続き、必要な情報の収集に努め、制度の再構築にかかる検証を行ってまいります。 |
| （回答部局課名）  福祉部　障がい福祉室　地域生活支援課 |

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。